

# 官報

號外 昭和十一年五月十二日

## ○第六十九回貴族院議事速記録第五號

○帝國議會

昭和十一年五月十一日(月曜日)午前十時三十分開議

議事日程 第五號

昭和十一年五月十一日

午前十時開議

第一 國務大臣ノ演說ニ關スル件(第四日)

第二 昭和十一年勅令第十八號(承諾ヲ求ムル件) 會議(委員長報告)

第三 昭和十一年勅令第二十一號(承諾ヲ求ムル件) 會議(委員長報告)

第四 大正十二年法律第五十二號中改正法律案(政府提出)

第五 貯蓄銀行法中改正法律案(政府提出) 第一讀會ノ續(委員長報告)

第六 昭和九年法律第四十五號中改正法律案(政府提出) 第一讀會ノ續(委員長報告)

第七 國稅徵收法中改正法律案(政府提出) 第一讀會ノ續(委員長報告)

第八 日本銀行特別融通及損失補償法中改正法律案(政府提出) 第一讀會ノ續(委員長報告)

第九 農村負債整理組合法中改正法律案(政府提出) 第一讀會ノ續(委員長報告)

○副議長(伯爵松平賴壽君) 報告ヲ致サセマス

(角倉書記官朗讀) 一昨九日委員長ヨリ左ノ通分科ヲ決定シ及分科擔當委員ヲ選定シタル旨ノ報告書ヲ提出セリ

豫算委員 第一分科(歳入、大藏省)

侯爵佐佐木行忠君 伯爵柳澤 保惠君 子爵前田 利定君 子爵大河内輝耕君 子爵裏松 友光君 勝田 主計君 男爵長 基連君 橋本圭三郎君 加藤政之助君 森 平兵衛君 野村 徳七君 兼務 橋本辰二郎君 藤原銀次郎君

第二分科(外務省、司法省) 侯爵中御門經恭君 侯爵細川 護立君 關屋貞三郎君 子爵渡邊 千冬君 山川 端夫君 松村 義一君 岩田 宙造君 田中徳兵衛君 上野喜左衛門君 兼務 子爵曾我 祐邦君 男爵大藏 公望君 青木 周三君

第三分科(内務省、文部省) 侯爵松平 康昌君 子爵高倉 篤麿君 子爵西尾 忠方君 松井 茂君 男爵紀 俊秀君 芳澤 謙吉君 男爵千秋 季隆君 黑崎 定三君 男爵大森 住一君 青木 周三君 金杉英五郎君 侯爵細川 護立君 内田 重成君 兼務 侯爵西郷 從徳君

第四分科(陸軍省、海軍省) 侯爵溝口 直亮君 男爵安保 清種君 子爵大久保 立君 子爵井上匡四郎君 子爵伊東二郎丸君 有吉 忠一君 男爵淺田 良逸君 水野湛次郎君 兼務 伯爵柳澤 保惠君 男爵岩倉 道俱君 松村 義一君 加藤政之助君 公爵鷹司 信輔君 伯爵酒井 忠正君 子爵曾我 祐邦君 内田 重成君 男爵岩倉 道俱君 男爵松岡 均平君 男爵伊藤 文吉君 小坂 順造君 松本 眞平君 橋本辰二郎君 松本勝太郎君 金成 通君 兼務 伯爵溝口 直亮君 男爵淺田 良逸君 橋本圭三郎君 森 平兵衛君

第五分科(農林省、商工省、逓信省) 伯爵柳澤 保惠君 男爵岩倉 道俱君 松村 義一君 加藤政之助君 公爵鷹司 信輔君 伯爵酒井 忠正君 子爵曾我 祐邦君 内田 重成君 男爵岩倉 道俱君 男爵松岡 均平君 男爵伊藤 文吉君 小坂 順造君 松本 眞平君 橋本辰二郎君 松本勝太郎君 金成 通君 兼務 伯爵溝口 直亮君 男爵淺田 良逸君 橋本圭三郎君 森 平兵衛君

第六分科(農林省、商工省、逓信省) 伯爵柳澤 保惠君 男爵岩倉 道俱君 松村 義一君 加藤政之助君 公爵鷹司 信輔君 伯爵酒井 忠正君 子爵曾我 祐邦君 内田 重成君 男爵岩倉 道俱君 男爵松岡 均平君 男爵伊藤 文吉君 小坂 順造君 松本 眞平君 橋本辰二郎君 松本勝太郎君 金成 通君 兼務 伯爵溝口 直亮君 男爵淺田 良逸君 橋本圭三郎君 森 平兵衛君

第六分科(鐵道省、拓務省)

- 公爵一條 實孝君
- 子爵野村 益三君
- 子爵高橋 是賢君
- 男爵中村 謙一君
- 男爵大藏 公望君
- 倉知 鐵吉君
- 古島 一雄君
- 藤原銀次郎君
- 油井 德藏君
- 三木與吉郎君
- 大谷 尊由君

兼務

- 男爵安保 清種君
- 子爵井上匡四郎君
- 男爵紀 俊秀君
- 男爵千秋 季隆君

○副議長(伯爵松平賴壽君) 是ヨリ本日ノ會議ヲ開キマス、一昨九日、鶴澤總明君ヨリ所勞ニ付キ懲罰委員ヲ、芳澤謙吉君ヨリ所勞ニ付キ豫算委員ヲ、久恒貞雄君ヨリ病氣ニ付キ決算委員ヲ、何レモ委員辭任ノ申出ガゴザイマシタ、是ハ許可ヲ致シテモ御異存ゴザイマセヌカ

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○副議長(伯爵松平賴壽君) 御異議ナイト認メマス、就キマシテハ選出ノ第一部、第二部、第三部ニ於テ各々補關選舉ヲ行ハレムコトヲ望ミマス

○副議長(伯爵松平賴壽君) 文部大臣ヨリ

發言ノ要求ガゴザイマシタ文部大臣

〔國務大臣平生鈺三郎君演壇ニ登ル〕

○國務大臣(平生鈺三郎君) 一昨日、本院ニ於ケル加藤君ノ御質問ニ對スル私ノ御答トシテ、勅書トカ、憲法トカラ如何ニスベキカト云フコトニ付テモ、研究中デアリマスト申上ゲマシタノハ……

〔加藤政之助君、御高聲ニ願ヒマス〕ト呼フ

○國務大臣(平生鈺三郎君) 是等辱ケナイ勅書等ヲ、如何ニシテ國民全體ニ十分理解セシムルカト云フコトニ付キ、研究中デアルトノ意味デゴザイマシタガ、ソレガソレ等ノ勅書等ニ仰セラレタル漢字ニ、手ヲ著ケル積リデナイカト云フヤウナ誤解ヲ生ム虞ガアリハセヌカト思ヒマスノデ、茲ニ謹シテ此ノ箇所ヲ取消ヲ致シマス、尙一昨日申上ゲマシタト思ヒマスガ、私ノ所信ハ眞ニ我ガ日本ノ將來ヲ案ズル時、速カニ國民實生活ガ此ノ漢字ノ重壓ヨリ脱スルコトノ如何バカリ緊要デアルカト云フニ在ルノデアリマス、ソレデ勿論漢字ヲ以テ語學、文學或ハ文化研鑽ノ本トシテ、特殊ノ使命ヲ持ツ專門教學施設、例ヘバ大學ノ漢文學科ヤ大東文化協會、斯文會、二松學會等ノ如キハ、右ノ私ノ一般論ノ埒外ニ立ツモノデアリマス、是等ハ漢字ニ依リ益々研究ヲ深メ、ソレゾレ所期ノ目的ヲ達成シテ戴キタイト存ジテ居ルノデアリマス

〔加藤政之助君發言ノ許可ヲ求ム〕

○副議長(伯爵松平賴壽君) 加藤君ハ……

○加藤政之助君 只今ノ文部大臣ノ御精明ニ付テ一言致シテ置キタイト思ヒマス

○副議長(伯爵松平賴壽君) 御質疑デゴザイマスカ、如何デゴザイマスカ……御質疑ト承知シテ宜シウゴザイマスカ……御質疑ト承知致シテ宜シイデゴザイマスカ

○加藤政之助君 左様デゴザイマス

○副議長(伯爵松平賴壽君) 左様致シマスト一應議場ニ諮リマスカラ、チヨット御待チテ願ヒマス……只今加藤君ヨリ、文部大臣ニ對スル質疑ノ申出ガゴザイマシタ、許可致シテ宜シウゴザイマスカ

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○副議長(伯爵松平賴壽君) 御異議ナイモノト認メマス、加藤君

〔加藤政之助君演壇ニ登ル〕

○加藤政之助君 只今文部大臣カラ、過日ノ私ノ質問ニ對スル御答辯中御訂正ノ御演說ガアリマシタ、ソレニ付テ私ハ尙一言御尋ラシテ置キタイト思ヒマス、此ノ漢字廢止ノ問題ハ畏多クモ 天皇ノ尊嚴ニ響ヲ持ツ所ノ重大ナ事柄デアリマス、ソレ故一言一句之ヲ忽セニセズニ、慎重ナ態度ヲ以テ問違ノナイヤウニセナケレバナラスト斯様ニ考ヘテ居ルノデアリマス、所ガ過日文部大臣ノ御答辯ニ承リマシタ所ニ、只今訂正ニ依リマスト云フト、誤解スベキ處ノアル言葉ガアツト云フトデアリマス、ソレ故ニ私ハ此ノ際ニ成ルベク其ノ誤リナカラムコトヲ期スルガ爲ニ、重ネテ御尋ラ致ス次第デアリマス、我ガ國ノ今日現在致シテ居リ

○副議長(伯爵松平賴壽君) 議事日程ヲ變更シマシテ、日程第一ヲ最後ニ廻シタイト存ジマス、御異議ゴザイマセヌカ

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○副議長(伯爵松平賴壽君) 御異議ナイト認メマス

○國務大臣(平生鈺三郎君) 御答ヘ致シマス、第一、第二ノ御質問共ニ、加藤君ノ御意見ノ通り御同感デアリマス

○副議長(伯爵松平賴壽君) 議事日程ヲ變更シマシテ、日程第一ヲ最後ニ廻シタイト存ジマス、御異議ゴザイマセヌカ

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○副議長(伯爵松平賴壽君) 御異議ナイト認メマス

○副議長(伯爵松平賴壽君) 日程第二、昭和十一年勅令第十八號、日程第三、昭和十

マス詔勅、勅諭、勅諭(是ハ日本ノ國民トシテ何人モ之ニ觸ル、コトヲ許サヌモノデアルト思フノデアリマス、若シ之ニ觸ル、者ガアレバ、是ハ明カニ不敬ノ行爲デアルト私ハ考ヘルノデアリマス、文部大臣ハ此ノ意味ヲ如何ニ御解釋ニナリマスカ、明晰ニ御答辯ガ仰ギタイト思フノデアリマス、次ニ只今ノ御話ニ依リマスト云フト、文部大臣ハ皇室典範、憲法及現在成立シテ居リマス所ノ大東文化學院、斯文會及二松學會ト云フガ如キ學校當事者ノ經營ニ對シテハ、之ニ容喙スル考ハ持クナイ、依然其ノ研究ヲ續ケテ差支ナイト云フコトノ御話ノヤウニ伺ヒマシタガ、サウ致シマススト云フト、文部大臣トシテハ是等ノモノニ觸ル、ト云フ御考ハ御持チニナラスノデアリマセウカ、其ノ點ヲハッキリ此ノ席デ御辯明ガ願ツテ置キタイト思フノデアリマス、是ダケヲ御尋ネ致シマス

〔國務大臣平生鈺三郎君演壇ニ登ル〕

○國務大臣(平生鈺三郎君) 御答ヘ致シマス、第一、第二ノ御質問共ニ、加藤君ノ御意見ノ通り御同感デアリマス

○副議長(伯爵松平賴壽君) 議事日程ヲ變更シマシテ、日程第一ヲ最後ニ廻シタイト存ジマス、御異議ゴザイマセヌカ

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○副議長(伯爵松平賴壽君) 御異議ナイト認メマス

○副議長(伯爵松平賴壽君) 日程第二、昭和十一年勅令第十八號、日程第三、昭和十

和十一年勅令第十八號、日程第三、昭和十

一年勅令第二十一號、承諾ヲ求ムルノ件、會議、委員長報告、是等ノ兩案ヲ一括議題トナスコトニ御異議ハアリマセスカ

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ  
○副議長(伯爵松平賴壽君) 御異議ナイト認メマス

昭和十一年勅令第十八號  
右承諾スヘキモノナリト議決セリ依テ及報告候也

昭和十一年五月八日  
委員長 侯爵井上 三郎  
貴族院議長公爵近衛 文麿殿

昭和十一年勅令第二十一號  
右承諾スヘキモノナリト議決セリ依テ及報告候也

昭和十一年五月八日  
委員長 侯爵井上 三郎  
○副議長(伯爵松平賴壽君) 委員長井上侯爵

〔侯爵井上三郎君演壇ニ登ル〕  
○侯爵井上三郎君 只今議題ト相成リマシタ二件ニ關スル特別委員會ノ經過竝ニ結果ヲ御報告申上ゲマス、委員會ハ五月八日ニ開會致シマシタ、陸軍大臣ヨリ御説明ガゴザイマシテ、次イデ質問ニ入リマシタ、一委員ヨリ最近ニ於ケル言論取締ニ關シ、二三ノ例ヲ擧ゲテ質問ガゴザイマシタ、右ニ對シ陸軍大臣ヨリ其ノ間ノ事情ヲ説明致サレ、言論ノ取締ニハ逐次緩和シテ行クヤウ

ニ、又一方ニ於テハ、事態ヲ出來ルダケ明カニスルヤウニ、兩方面ヨリ善處シテ居ルト云フ御答デゴザイマシタ、又他ノ委員ヨリ戒嚴令ヲ將來尙存續セシムル必要ノ理由ニ付テ質問ガゴザイマシタ、右ニ對シテハ速記ヲ止メテ陸軍大臣ヨリ色々御説明ガゴザイマシタ、次イデ直チニ採決ニ入リマシテ、全會一致ヲ以テ原二案ヲ承諾スベキモノナリト議決致シマシタ次第デゴザイマス、以上御報告申上ゲマス

○副議長(伯爵松平賴壽君) 質疑ノ通告ガゴザイマシタ、阪谷男爵ニチヨット伺ヒタイノデアリマスガ、總理大臣ハ今衆議院ノ御都合デ、十時四十分位ニハ出席出來ルデアラウト云フコトデアリマス、又内務大臣ハ衆議院ノ都合デ出席出來ナイヤウデゴザイマスガ、御質疑ニ依リマシタラバ、之ヲ……、陸軍大臣ダケデ御宜シケレバ御質疑ハ差支ナイト存ジマスガ、如何デゴザイマスカ

○男爵阪谷芳郎君 國務大臣ドナタデモ宜シイ、御答辯ガ出來マスレバ……  
○副議長(伯爵松平賴壽君) ソレナラバ宜シウゴザイマス、阪谷男爵

〔男爵阪谷芳郎君演壇ニ登ル〕  
○男爵阪谷芳郎君 只今ノ日程ニ上ボツテ居リマスル事後承諾ノ案ハ、極メテ重大ナ案件デアリマス、恐ラクハ近キ頃はホド重大ナ案ハナイト思フノデアリマシテ、ソレニ付キマシテハ貴族院ハ最モ慎重ニ審議シナケレバナラヌト本員ハ考ヘマス、只今委

員長ノ御報告ガ餘リニ簡單デアリマシタコトヲ私ハ遺憾ト致シマス、ソレ故ニ自分ノ疑ヒマス所ヲ質シテ、十分ニ満足ナル答辯ヲ得テ、諾否ヲ表明致シタイト存ズル次第デ、是ハ皆様モ御同感デアラウト存ジマス、第一ニ斯カル重大ナル事件ガ未發ニ防ガレナカッタト云フコトハ、餘程當局者ニ怠慢ガアルト私ハ考ヘル、併シナガラ最早ソレハ過ギ去ツタコトデゴザイマスルカラ、未發ニ防ゲナカッタト云フコトニ付テハ、唯其ノ怠慢ヲ咎ムルノミデ別ニ此處デ追窮ハ致シマセヌガ、次ニ伺ヒタイノハ、事件ノ起リマシタノハ午前ノ五時ト云フコトデアリマスルケレドモ、千數百人ノ人々ガ深夜ニ方々ヘ出動イタシマスルニ付キマシテハ、ドウシテモ數時間ヲ要スルト考ヘル、此ノ數時間ノ間ニ師團司令部ナリ、憲兵司令部ナリ、警視廳ナリ、其ノ他ノ警備ノ任ニ當ル所ノ方々ニ於テ、少シモ探知ガ出來ナカッタノデアルカ、而シテ探知ガ出來タナラバ、如何ナル豫防手段ヲ執ラレタノデアアルカト云フコトヲ本員ハ疑フノデアリマス、是等ノコトガ十分ニ明瞭致シマセヌト、當時洵ニ畏多イコトデアアルケレドモ、皇城ノ御守衛ナリ、又其ノ他重大ナル建物、交通機關等ニ對シテノ不慮ノ事ニ對スル防備ガ、徹底シテ居ツタカ居ラヌカト云フコトヲ甚ダ心配ニ存ジマスルノデ、ソレ等ノ點ヲ十分ニ承知致シタイ、次ニハ、私ノ材料ハ新聞ヲ以テ皆論ズルノデゴザイマスカラ、新聞ノ記事ニ或ハ誤リガアルカモ知レマセヌカラ國務大臣ニ

於テ誤リガアル場合ニハズシク御訂正ヲ願ヒマス、當時新聞ノ報道スル所ニ依リマス、内務省、警視廳、陸軍大臣官舎、陸軍省、參謀本部、其ノ他ノ官衙、マア悉ク叛軍ニ占領セラレテ居ツタト云フコトガ出テ居リマスノデゴザイマスガ、其ノ占領セラレル際ニ宿直員トカ何トカ云フ者ハナイノデアリマスルカ、アツテモ是等ノ人ガ職務ヲ盡サナカッタノデアアルカ、本員ハ甚ダ疑フノデアリマス、唯新聞デ見マスレバ、總理大臣官舎ニ於テ警官ガ殉職セラレタ、又秘書官松尾ナニガシガ殉職セラレタト云フコトハ洵ニ見事ナコトデ、サモアルベキコトト本員ハ賞嘆スルノデアリマスルガ、其ノ外ニハ警視廳ノ電話ノ交換手デアルトカ、電信ノ係ノ人トカ、是等ノ人ガ職務ヲ忠實ニ盡シタト云フコトガ見エテ居リマスルガ、内務大臣ナリ、警視廳總監ナリ、其ノ他ノ方々ハ何ヲシテ居ラレタノカ、參謀本部ノ如キハ最重要ナル書類ヲ保管シテ居ル所デアラウト思ヒマスルガ、參謀次長ナリ其ノ他ノ重要ナル職ニ在ル方々ハ、ドウ云フコトヲシテ居ラレタノデアアルカ、甚ダ本員ハ心配ニ存ズルノデアリマス、必ズ忠實ニ盡サレタコトトハ思ヒマスルケレドモ、新聞ノ記事ニソレガ明瞭ニ見エテ居ナイノハ、甚ダ本員ハ心配致スノデアリマス、ソレカラ次ニハ、當日内閣員ハ即刻、時ヲ移サズ宮城ニ參内シテ、天機ヲ奉伺シ、又善後策ヲ執ルベキデアラウト思ヒマスガ、ソレガ餘程時間ガ經ツテ居リマシヤウニ考ヘマスノラ

於テ誤リガアル場合ニハズシク御訂正ヲ願ヒマス、當時新聞ノ報道スル所ニ依リマス、内務省、警視廳、陸軍大臣官舎、陸軍省、參謀本部、其ノ他ノ官衙、マア悉ク叛軍ニ占領セラレテ居ツタト云フコトガ出テ居リマスノデゴザイマスガ、其ノ占領セラレル際ニ宿直員トカ何トカ云フ者ハナイノデアリマスルカ、アツテモ是等ノ人ガ職務ヲ盡サナカッタノデアアルカ、本員ハ甚ダ疑フノデアリマス、唯新聞デ見マスレバ、總理大臣官舎ニ於テ警官ガ殉職セラレタ、又秘書官松尾ナニガシガ殉職セラレタト云フコトハ洵ニ見事ナコトデ、サモアルベキコトト本員ハ賞嘆スルノデアリマスルガ、其ノ外ニハ警視廳ノ電話ノ交換手デアルトカ、電信ノ係ノ人トカ、是等ノ人ガ職務ヲ忠實ニ盡シタト云フコトガ見エテ居リマスルガ、内務大臣ナリ、警視廳總監ナリ、其ノ他ノ方々ハ何ヲシテ居ラレタノカ、參謀本部ノ如キハ最重要ナル書類ヲ保管シテ居ル所デアラウト思ヒマスルガ、參謀次長ナリ其ノ他ノ重要ナル職ニ在ル方々ハ、ドウ云フコトヲシテ居ラレタノデアアルカ、甚ダ本員ハ心配ニ存ズルノデアリマス、必ズ忠實ニ盡サレタコトトハ思ヒマスルケレドモ、新聞ノ記事ニソレガ明瞭ニ見エテ居ナイノハ、甚ダ本員ハ心配致スノデアリマス、ソレカラ次ニハ、當日内閣員ハ即刻、時ヲ移サズ宮城ニ參内シテ、天機ヲ奉伺シ、又善後策ヲ執ルベキデアラウト思ヒマスガ、ソレガ餘程時間ガ經ツテ居リマシヤウニ考ヘマスノラ

甚ダ遺憾トシマス、ソレガ爲ニ警備令ナリ、戒嚴令ナリノ出マスノモ、或ハ共ノ時機方遅レタデハナイカ、當時民間カラ私ノ所ヘ電話ナドガ掛リマスノニハ、ドウシテ宜イノカト云フヤウナコトヲ、金融業者ナリ、其ノ他ノ人カラ聞キニ來タ人ガアル位デ、ソレハモウ政府ノ方デ十分手當ガ届イテ居ル筈カラ、警備司令部ナリ警視廳モアリ、十分手當ガ届イテ居ル筈カラ、安心シテ業ヲ執ツテ宜イデヤナイカト、私ハ電話デ答ヘテ置キマシタケレドモ、イヤ新聞社ガ占領セラレタ、或ハ華族會館ガ襲撃セラレタト云フコトガソレニ附帯シテ、色々ナル流言デアルカ蜚語デアルカ、事實デアールカ、我々ノ所ヘ報告ヲシテ參リマシタガ、ソレ故ニ警備令ナリ戒嚴令ナリノ實施ト云フモノガ遅レタノデハナイカ、其ノ時機ガ宜シキヲ得タノデアアルカドウデアアルカ、其ノ事ニ付テ十分伺ツテ置キタイ、ソレカラ又當日ハ随分悲惨ナ出來事ガ起ツクノデアリマスガ、司法機關、檢事局ト云フモノハ其ノ職ヲ盡シタノデアリマスガ、新聞ナドデハ、其ノ職ヲ盡サナカッタト云フヤウナコトモ見エテ居リマスガ、ソレ等ノコトハドウナツテ居タカ、新聞デハ明瞭致シマセスカラ併セテ伺ツテ置キマス、本員ハ是等ノ職司ハ必ズ死ヲ決シテ十分之處セラレタコトト存ジテ居リマスケレドモ、是等ノ事ヲ伺ツテ置キタイノデアリマス、明治十一年ニ竹橋ノ近衛ノ歩兵ノ暴動ガゴザイマシテ、其ノ時ニハ夕刻……夕方ニ其ノ事

ガ分リマシテ、當時ノ大警視デアツタ川路ト云フ人デアリマシタガ、川路大警視ハ即刻巡查ヲ召集シテ之ニ武器ヲ與ヘテ、各ノ方ノ命ハ私ガ貰ヒタイ、今竹橋ニ暴動ガ起ラムトシテ居ルガ、ドノ範圍マデ波及スルカ分ラヌカラ、警官タル者ハ一人モ殘ラズ、命ヲ此ノ大警視ニ捧ゲテ呉レト云フコトヲ言ハレテ、早速治安ノ任ニ當ラレタコトヲ記憶致シテ居リマス、當時ノ暴動ニ參加致シタ者ハ二百五十人、多ク殆ド下士卒ト記憶致シテ居リマスガ、此ノ中五十人が銃殺ノ刑ニ遭ツテ、アトハ徒刑其ノ他ノ刑ニ處セラレテ居ルト記憶致シテ居リマス、ソレト今日ト比較シテ論ズルノデアリマスケレド、私ハ當時ノ警視總監ノ處置ナリ、其ノ他ノ處置ガ甚ダ機ヲ逸セズ、夕刻ニ分ツテ、事ノ起リマシタノハ夜半デアリマスカラ、矢張り今度ト殆ド同ジ時間デアリマスケレドモ、極メテ迅速ニ事ヲ處セラレテ、而モ決死事ニ當ラレ、ノミナラズ尙附加ヘテ申サナケレバナラスノデアリマスケレドモ、當時ノ制度デモアリマシタデセウカ、若シモ號砲ガ鳴ツタナラバ、諸官員ハ總テ詰所ヘ集レト云フ、當時ノ教訓デアツタカ制度デアツタカアリマシタノデ、深夜號砲ガ五發鳴リマスルト、悉ク在京ノ其ノ號砲ヲ聽イタ者ハ直チニ騷起シテ、内務省ナリ大藏省ナリ、總テ銃丸ノ飛ンデ來ル所ヲ厭ハズニ駈付ケマシタモノデゴザイマス、一人モ其ノ職ヲ離レタ者ハ無イノミナラズ、宅ニ歸ツテ居ル者ガ皆其ノ處ヘ集ツテ、チャント事ヲ處シタ

ノデゴザイマス、今日ハ前申シマスルヤウニ、多クノ諸官衙、中ニハ陸軍省ナリ參謀本部モ含マレテ居ル諸官衙ガアツテ、一身ノ死ヲ以テ之ヲ護ルト云フ人ガ無カッタノデアアルカ、又其處ニ駈付ケル人ガ無カッタノデアアルカ、甚ダ官吏ノ職務上ノ道徳ト云フモノガ、少シク頽廢シテ居ルノデハナイカ、是等ノコトハ十分ニ今後ヲ戒メテ置キタイ、私ハ矢張り官吏タル者ノ心、職司タル者ノ心ハ、明治十一年竹橋騷動ノ時ノ如クニ、荷モ國家ニ先ツ事ガ有レバ、荷モ自分ガ武人デアルト文官デアルトヲ問ハズ、其ノ掌ル所ニ集ツテ、其處ヲ死所ト考ヘロト云フヤウナ、極メテ適當ナル教訓デアルト存ズルノデアリマス、矢張り當時ノ警視總監ガ巡查隊ヲ即刻ニ組織シテ、全市ノ警備ハ死ヲ以テ引受ケルト云フ決心ヲ以テ處置ヲ執ラレタコトハ、大變其ノ方ガ有難イト、斯ウ思フノデアリマス、此ノ度ノ事件ニ於テ、内務大臣ナリ警視總監ナリハ何ヲシテ居ラレタノデアアルカ能ク分ラナイ、ソレ等ノコトヲ明瞭ニセラレタイ、内閣ハ更ツテ居リマス、内閣ガ更ツテ居リマスガ、今ノ内閣員ヲ私ハ責メル意味デハナイガ、誰ガ内閣ニ立タウトモ、政府ハ政府、人民ハ人民デアアルカ、矢張り此ノ永久性ノ上カラ現在ノ國務大臣ニ於テ、十分ニ當時ノコトヲ御話シニナサツテ、誠メルコトハ誠メテ置カレタ方ガ宜カラウト思フ、サウシテ戒嚴令ヲ發スルニモ手落モナク、禁裡ノ御警衛ヲ初メ、民間ノ日本銀行ナリ其ノ他ノ交

通機關ナリヲ保護スルニ於テモ、少シモ缺陷ガナカッタト云フコトヲ明瞭ニシテ置カレタナラバ、貴族院ハ安心シテ此ノ戒嚴令ニ贊成ヲ表スルノデアリマス、尙一言ヲ加ヘタイノハ、戒嚴令ハモウ大分其ノ必要ガ薄クナツタヤウニ考ヘルト云フ、委員長カラモ今報告ガアツタヤウデアリマスガ、併シナガラ是ハ何等カノ必要デマダ繼續セラレルコトト考ヘマスルガ、是ハ私モ同感、餘リ體裁ノ良イコトデナイノデスカラ國家トシテハ……戒嚴令ハ必要ガナクナリマシタラバ成ルベク早く解除セラレルト云フコトヲ、切ニ希望致ス次第デゴザイマス、特ニ戒嚴令施行中ト雖モ政府ハ注意シテ、必要以上ニハ之ヲ厲行セラレヌヤウデアリマスガ、本員ノ所ニ特ニ苦情ノ來マスノハ、信書ノ秘密ヲ發クト云フコトデ、少シモ關係ノナイ信書ヲ發カレテ居ルガ、サウシテ戒嚴令デ發クト云フコトヲ證明シテ配達ヲ受ケルガ、ドウモ甚ダ困ルト云フコトノ不平ヲ頻々ニ聞キマス、信書ノ秘密ヲ發クト云フコトハ、最モ人權上ニ關係ノ重大ナコトデ、外國人ナドハ最モ厭フノデアリマスガ、是等ノ事ニ付テハ成ルベク必要以上ニ、無論必要以上ニハソレ等ノ信書ノ秘密ヲ發クヤウナコトハナイノデアリマセウケレドモ、尙一層御注意ヲ願ツテ、戒嚴令ノ施行ヲ國民ガ満足シテ、喜ンデ戒嚴令ノ施行ニ服從シ、又貴族院モ喜ンデ之ヲ贊成スルヤウニ致シタイト思ヒマス、ソレ故ニ右申上ダタコトハ別ニ軍紀ニ關スルコトデナシ、唯政治上ノ責

任ニ關スルコトデゴザイマスカラ、明瞭ニ御遠慮ナシニ、前内閣ノコトヲ決シテ御非難ナサル意味デモ何デモナイ、事實ヲ御話シ下サルヤウニドナクデモ宜シウゴザイマス、御説明ヲ願フテ置キマス

(國務大臣伯爵寺内壽一君演壇ニ登ル)

○國務大臣(伯爵寺内壽一君)只今ノ阪谷男爵ノ御質問ニ對シマシテ、私が御答辯出來ルコトダケヲ御答辯申上ゲマス、此ノ事件ノ參加部隊ノ、叛亂部隊ノ行動ニ著手シマシタコトヲ未然ニ承知シナカッタコトニ付キマシテハ、先般來屢、遺憾ノ意ヲ申述ベテ置キマシタノデゴザイマスガ、當時唯同志タル指揮官ノミガ、兵ニ何等告グルコトナクシテ、引率シテ出マシタノデゴザイマス、其ノ當時豫知スルコトガ非常ニ困難デアッタノデゴザイマス、其ノ他先般來申上ゲマシタコトニ依ッテ御了解ヲ願ヒタイト思ヒマス、陸軍省、參謀本部等ノ宿直員、其ノ他必要ナル者ノ執リマシタ處置ハ完全ニ執ッテ居リマス、東京警備司令官ノ行動モ適切デゴザイマシタ、守衛勤務ニ付キマシテハ近衛師團長ガ適宜ニ適切ナル方法ヲ執リマシテ、遺憾ナキヲ期シマシタ、戒嚴令ノ發令ハ適時ニ發令セラレタモノト私ハ存ジテ居リマス、戒嚴令撤廢ノ時期ニ付キマシテハ、只今御質問ニナリマシタヤウナ趣旨ニ副フベク努メテ居リマス、信書ニ付キマシテモ同ジデゴザイマス、御答辯ヲ申上ゲマス

○副議長(伯爵松平賴壽君) 阪谷男爵、宜シウゴザイマスカ

○男爵阪谷芳郎君 司法大臣ガゴザイマス(國務大臣林頼三郎君演壇ニ登ル)

○國務大臣(林頼三郎君) 只今阪谷男爵ノ御質問中、司法部關係ノ事柄ニ付テ御答へ申上ゲマス、當日東京地方裁判所、檢事局ニ於キマシテハ遲滞ナク全檢事ヲ招集致シマシテ、檢事ハ危險ヲ冒シテ現場ニ臨ミマシテ、檢證其ノ他法律ニ定メタル處置ヲ講ジマシタノデゴザイマス、此ノ段御答へ申上ゲマス

○男爵阪谷芳郎君 其ノ他ノ政治上ノ責任ニ付テノ點ガマダ御答辯ヲ得マセヌガ、若シ總理大臣ガ御差支デアルナラバ、此ノ議事ハ後廻シニナツテモ宜イデスカラ、本日ノ日程ノ後ニナツテモ宜イデスカラ、ソレニ我ハ喜ンデ贊成致シタイノデゴザイマス

○副議長(伯爵松平賴壽君) 只今阪谷男爵ヨリ御質問ノ中ニアリマシタ通り、總理大臣其ノ他ノ方ガ見エマセヌ爲ニ、之ヲ議事ヲ後ニ廻シテ決議ラシタイト云フ御意見ガ出マシタガ、左様致シテ宜シウゴザイマセウカ、御異議ゴザイマセヌカ

(「異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○副議長(伯爵松平賴壽君) 左様致シマストハ後ニ廻シマスカラ、日程第四ノ後ニ致シマスカラ、左様御承知ヲ願ヒタウゴザイマス

○副議長(伯爵松平賴壽君) 日程第四、大正十二年法律第五十二號中改正法律案、政

府提出ノ第一讀會ノ續、委員長報告、委員長山縣公爵

大正十二年法律第五十二號中改正法律案

右可決スヘキモノナリト議決セリ依テ及報告候也

昭和十一年五月八日

委員長 公爵山縣 有道  
貴族院議長公爵近衛文麿殿

(公爵山縣有道君演壇ニ登ル)

○公爵山縣有道君 只今議題ト相成リマシタ大正十二年法律第五十二號中改正法律案、特別委員會ノ經過並ニ結果ヲ御報告申上ゲマス、委員會ハ去ル八日正副委員長ノ互選ニ引續キマシテ會議ヲ開キ、全委員出席ノ下ニ審査ヲ致シマシタ、大正十二年法律第五十二號ハ御承知ノ如ク司法官試補及辯護士ノ資格ニ關スル法律デアリマシテ、今日ノ改正ハ辯護士法ガ改正サレマシタノニ付キマシテハニ明應スル改正デゴザイマス、委員會ニ於キマシテハ司法大臣ノ提案理由ノ御説明ニ次ギマシテ、第二項ニ付テ極メテ簡單ナル質疑ガアツタノミデゴザイマス、而シテ採決ノ結果、可決スベキモノト議決致シマシタノデゴザイマス、以上ヲ以テ御報告ヲ終リマス

○男爵阪谷芳郎君 今ノハ法律第何號デスカ

○副議長(伯爵松平賴壽君) 五十二號デゴザイマス、宜シウゴザイマスカ

○男爵阪谷芳郎君 宜シウゴザイマス

○副議長(伯爵松平賴壽君) 別ニ御發言モゴザイマセヌケレバ本案ノ採決ヲ致シマス、本案ノ第二讀會ヲ開クコトニ御異議ゴザイマセヌカ

(「異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○副議長(伯爵松平賴壽君) 御異議ナイト認メマス

○子爵西大路吉光君 直チニ本案ノ第二讀會ヲ開カレムコトヲ希望致シマス

○子爵清岡長言君 贊成

○副議長(伯爵松平賴壽君) 西大路子爵ノ動議ニ御異議ゴザイマセヌカ

(「異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○副議長(伯爵松平賴壽君) 御異議ナイト認メマス

○副議長(伯爵松平賴壽君) 本案ノ第二讀會ヲ開キマス、御異議ガナケレバ本案全部ヲ問題ニ供シマス、本案全部委員長ノ報告通り御異議ゴザイマセヌカ

(「異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○副議長(伯爵松平賴壽君) 御異議ナイト認メマス

○子爵西大路吉光君 直チニ本案ノ第三讀會ヲ開カレムコトヲ希望致シマス

○子爵清岡長言君 贊成

○副議長(伯爵松平賴壽君) 西大路子爵ノ動議ニ御異議ゴザイマセヌカ

(「異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○副議長(伯爵松平賴壽君) 御異議ナイト認メマス

○副議長(伯爵松平賴壽君) 本案ノ第三讀會ヲ開キマス、本案全部、二讀會ノ決議通りデ御異議ゴザイマセスカ

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○副議長(伯爵松平賴壽君) 御異議ナイト認メマス

○副議長(伯爵松平賴壽君) 先程採決ヲ殘シマシタ日程第二、第三ニ戻リマス、質疑ノ續キデアリマス

〔國務大臣廣田弘毅君演壇ニ登ル〕

○國務大臣(廣田弘毅君) 阪谷男爵ノ御質問ニ相成リマシタ第三點前半、第四點ニ付テ御答辯致シマス、事件當時閣員ノ參内、善後處置ガ遅レタルヤウダガ、之ガ非常ニ社會不安ヲ生ジタガ、實情ハドウデアツカト、當時私モ閣員ノ一人ト致シマシテ、事件ノ起リマシタ間モナク其ノ報道ヲ得タノデアリマスノデ、早速參内ノ道順ヲ調ベタノデアリマス、ドウモ各方面トモ宮城ノ門ガ占領サレテ居ルト云フヤウナ噂モアリマシタ、殆ド通行ガ出來ナイト云フ警察ノ報知ヲ最初ヘ得テ居リタノデアリマス、併シ色々ノ方面ニ電話ヲ掛ケテ打合セマシタ結果、一箇所空イテ居ル所ガアルカラ、其處デナラバ連絡ガ取レルカラ宜イト云フ、ソレデ早速私モ宮中ニ參内致シタノデアリマス、中ニハ閣僚トシマシテ直グニ宮城ニ向ッテ出マシテ到底入レナイト云フノデ引返シ、又電話デ此處ナラバ入レルト云フ通知ヲ受ケテ出直シテ來タト云フヤウナ人モアツクノデアリマス、サウ云フ結果閣僚ガ全部揃フ時期

ハ相當遅レタヤウニ存ジマス、實際ニ於キマシテ當時ノ情況デ私ハ已ムヲ得ナカッタノデハナイカト存ジテ居ルノデアリマス、第四ノ警察官ノ處置宜シキヲ得タカドウカ、官吏ノ職務上遺憾ノ點ハナカッタカト云フコトデアリマスガ、是ハ事件前ノコト或ハ事件發生當時ノコトニ付キマシテ、全ク遺憾ノ點ガ無カッタトハ申上ゲラレナイト私ハ存ジテ居ルノデアリマス、從ヒマシテ將來ニ於キマシテハ一層吏道ノ振肅ヲ致シテ參リタイト存ジテ居ルノデアリマス

○男爵阪谷男爵 簡單デゴザイマスカラ

此席カラ……先刻陸軍大臣ノ御答辯デハ、宮城ノ御守衛其ノ他遺憾ナイト云フコトデアリマシタガ、只今總理大臣ノ御言葉デハ、宮城ノ諸門ガ叛軍ニ占領セラレテ居ッタガ故ニ、閣員ノ參内ガ遅レタト云フコトデ、少シ衝突致シマスヤウデゴザイマスガ、如何デゴザイマス

〔國務大臣伯爵寺內壽一君演壇ニ登ル〕

○國務大臣(伯爵寺內壽一君) 只今ノ御答辯ヲ申シマス、宮城ノ諸門ハ守兵ニ依ッテ嚴重ニ守備セラレテ居リマシテ、決シテ叛軍ニ占領セラレタコトハゴザイマセズ、只今總理ノ申サレマシタノハ、其ノ途中叛軍ニ要所所ガ占領セラレテ居ッタコトト存ジマス

○男爵阪谷男爵 本員ハ是レ以上ハ申シマセズ

○副議長(伯爵松平賴壽君) 他ニ御發言モゴザイマセヌケレバ、兩案ノ採決ヲ致シマス、兩案ニ對シ承諾ヲ與ヘルコトニ御異議

ゴザイマセスカ

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○副議長(伯爵松平賴壽君) 御異議ナイモノト認メマス

○副議長(伯爵松平賴壽君) 日程第五、貯蓄銀行法中改正法律案、日程第六、昭和九年法律第四十五號中改正法律案、日程第七、國稅徵收法中改正法律案、日程第八、日本銀行特別融通及損失補償法中改正法律案、政府提出、第一讀會ノ續、委員長ノ報告

德川侯爵

貯蓄銀行法中改正法律案

右可決スヘキモノナリト議決セリ依テ及報告候也

昭和十一年五月八日

委員長 侯爵德川 賴貞

貴族院議長公爵近衛文麿殿

昭和九年法律第四十五號中改正法律案

右可決スヘキモノナリト議決セリ依テ及報告候也

昭和十一年五月八日

委員長 侯爵德川 賴貞

貴族院議長公爵近衛文麿殿

國稅徵收法中改正法律案

右可決スヘキモノナリト議決セリ依テ及報告候也

昭和十一年五月八日

委員長 侯爵德川 賴貞

貴族院議長公爵近衛文麿殿

日本銀行特別融通及損失補償法中改正法律案

右可決スヘキモノナリト議決セリ依テ及報告候也

昭和十一年五月八日

委員長 侯爵德川 賴貞

貴族院議長公爵近衛文麿殿

國稅徵收法中改正法律案

右可決スヘキモノナリト議決セリ依テ及報告候也

昭和十一年五月八日

委員長 侯爵德川 賴貞

貴族院議長公爵近衛文麿殿

日本銀行特別融通及損失補償法中改正法律案

右可決スヘキモノナリト議決セリ依テ及報告候也

昭和十一年五月八日

委員長 侯爵德川 賴貞

貴族院議長公爵近衛文麿殿

〔侯爵德川賴貞君演壇ニ登ル〕

○侯爵德川賴貞君 只今議題トナリマシタ貯蓄銀行法中改正法律案外三件ノ委員會ノ經過竝ニ結果ヲ御報告申上ゲマスル、本委員會ハ去ル八日正副委員長ノ互選ニ引續キ審議ヲ進メマシタ、其ノ大要ヲ申上ゲマス、第一ノ貯蓄銀行法中改正法律案ハ、現行法第十一條ノ規定ニ依リ貯蓄銀行ノ投資ノ範圍ガ我が國ノ物ノミニ限ラレテ居リマシタノヲ、滿洲國トノ特殊關係ニ鑑ミマシテ、兩國ノ物ニモ投資シ得ルヤウ改正セラレムトスルモノデアリマシテ、是ニハ滿洲國有價證券ノ現在高等ニ付テ質疑應答ガゴザイマシタ、次イデ昭和九年法律第四十五號中改正法律案ハ、昭和十二年四月末ヲ以テ滿期ト相成ルベキ所謂通商保護法ヲ、現下ノ狀勢ニ照シテ三年間期限延長ラセムトスルモノデアリマシテ、是ハ諸外國ノ本邦輸出品防遏ニ對抗スル手段ト致シマシテ、當該國ヨリノ輸入品ニ對シ、關稅引上ゲノ權限ヲ政府ニ附與スルモノデゴザイマス、是ニハ別段質疑應答ガゴザイマセヌデシタ、第三ノ國稅徵收法中改正法律案ハ、現行法第五條第二項ノ規定ニ依ル國稅中、市

町村ニ徵收方ヲ委任セル向キガ都市、農村ヲ問ハズ一律主義トナツテ居ル爲ニ、實質的ニ不均衡ヲ生ジテ居リマスルカラ、之ヲ是正スル爲ノ改正デ、其ノ内容ハ主トシテ勅令ニ俟ツモノデアリマス、是ニハ政府ノ企圖スル大體ノ割合ニ付テノ質疑應答ガゴザイマシタ、人口ヲ標準トシテ市町村ニ差等ヲ付ケ、大都市ニ薄ク農村ニ厚クスルモノト云フコトデゴザイマシタ、第四ノ日本銀行特別融通及損失補償法中改正法律案ハ、昭和十二年五月八日ヲ以テ期限トスル同法ヲ尙十箇年延長セムトスルモノデゴザイマシテ、去ル昭和十二年四月末、未曾有ノ金融恐慌ノ折、日本銀行ヲシテ政府ノ損失補償ノ下ニ五億圓ヲ限度トスル特別融通ヲ行ヘシメタノデアリマスルガ、其ノ當時ノ特融銀行數八十八、金額六億八千七百萬圓ニ對シ、昭和十一年末現在ニ於テ特融銀行數四十九、金額四億九千三百萬圓トナリ、二億圓ノ回收ヲ見マシタガ、尙現下ノ狀勢ヨリ致シマシテ、前述ノ期限延長ヲ必要トスルト云フノデアリマス、是ニハ擔保ノ種類、割合等ニ付テ質疑應答ガゴザイマシタ、斯ク致シマシテ慎重審議ノ結果、委員會ニ於キマシテハ全會一致、四案トモ原案通り可決致シマシタ、以上御報告申上ゲマス

○副議長(伯爵松平賴壽君) 日程第六ニハ

○男爵阪谷芳郎君 本員ハ此ノ四十五號ノ

法律改正ニ付キマシテ、外務大臣ニ御尋ね致シマス、此ノ法律案ハ外國ガ我が國ノ輸出品ニ對シテ不當ナ重稅ヲ課シタリ、若シクハ輸入ヲ制限シタリスルモノニ對シテ、其ノ報復ヲ行フト云フ、最モ當然ナ法律ト本員ハ考ヘマスル、併シ此ノ期限ヲ延長スルノ原因ハ專ラ日濠貿易ノ關係カラ促サレテ居ルヤウニ考ヘラレマス、御承知ノ通りニ日本ト濠洲トノ貿易ハ、極メテ親密ニ兩國ノ好感情ヲ以テ發展シテ來テ、日本ハ羊毛ヲ濠洲ヨリ非常ナ、第一得意トシテ買取ッテ居ル譯デアリマス、之ニ對シテ濠洲ノ輸入ハ日本品ヲ買フトハ甚ダマダ少ナイ、日本ノ輸入數ニ對シテ、濠洲ガ日本ノ品物ヲ買ッテ呉レルノハ三分ノ一位ニシカ當テ居リマセヌ、ソレ故濠洲トシテハ成ルベク日本ノ品ヲ買フ必要ガアル、必要ガアルト云フノハ即チ此ノ日本ノ品物ヲ買フ方ガ雙方トモ爲替ノ上ニ於テ、貿易ノ「バランス」ノ上ニ於テ便利デアル、ソレガ故ニ濠洲ト日本トノ間ニハ一ツノ通商條約ヲ結ンデ、互ニ貿易ノ出入ヲ適當ニ調理スルヤウニシタラ宜カラウト云フコトデ、昨年來日本ノ方カラ委員ガ行ッテ、濠洲ノ政府ト通商條約ノ協議ヲ致シタト云フコトヲ聞イテ居リマス、是ヨリ以前ニ、一昨年來、濠洲ノ方デハ極メテ日本トノ貿易ノ大切ナルコト、日濠兩國ノ親善ヲ極メテ大切ニ考ヘラレテ、有名ナル「レイサム」氏一行ガ親善使節トシテ日本ヘ參ラレマシタ、日本ノ官民上下ノ大歡迎ヲ受ケラレタノデアリマス、其

ノ答禮ト致シテ、昨年日本カラハ出淵前ノ大使ガ濠洲ヲ訪問セラレ、即チ親善使節トシテ訪問セラレ、是亦濠洲ニ於テ盛ナル歡迎ヲ受ケ、非常ニ意思疏通ノ上ニ、此ノ親善使節ノ交換ハ貢獻ヲ致シタノデアリマス、ソレ故ニ一方通商條約ノ交渉モ圓滿ニ進行致シテ來タノデアリマスガ、昨年暮頃カラ今年ノ初メニカケテ、急ニ此ノ日濠間ノ通商條約交渉ガ停頓ヲ來シテ、濠洲ノ方デ日本カラ輸入スル所ノ「レイヨン」ナリ、或ハ綿製品ニ重稅ヲ課スルトカ、或ハ數量ヲ制限スルトカ云フヤウナコトヲ主張シ出シタヤウデゴザイマス、ソレガ爲ニ先日來展、新聞ニ記載シテ居リマス如ク、ドウモ濠洲デサウ云フ無理ナコトヲスルナラバ、日本モ之ニ應ズルニ相當ノ手段ヲ以テシナケレバナラヌト云フコトガ、當局者ノ談トシテ新聞ニ出テ居リ、民間ノ營業者モ其ノ事ニ贊成致シテ居ルノデアリマス、ガ併シ今日マデ斯クノ如クニ親善ニ進行シ來ツタ日濠貿易ノ上ニ、斯カルコトガ生ジマスレバ甚ダ遺憾ナコトデ、貿易ノ進歩ヲ妨ゲルバカリデナシニ、延イテ兩國ノ間ノ親交ニ矢張り幾分カノ影響ヲ來サヌトモ測ラレヌノデアリマス、デ成ルベク濠洲ノ方ガ満足シテ、自分ノ方ニ「レイヨン」ナリ綿製品ニ重稅ヲ課スルトカ、數量ヲ制限スルヤウナコトヲ止メテ、サウシテ從來進行シ來ツタ通商條約ノ締結ヲ早クシタノガ一番兩國ノ永遠ノ幸福デアル、サウスルナラバ商賈モ繁昌スルシ、兩國間ノ親善モ永久ニ保テル譯デアル、

是ハ賭易キ道理デアリマスガ、何ガ故ニ急ニ濠洲ノ方ノ人氣ガ變ツタノデアラウカト云フコトヲ私ハ不審ト致シ、其ノ事ヲ外務大臣ニ聞クノデアリマス、折角極ク圓滿ニ交渉ガ進行シ來ツテ、兩國間ノ政府モ國民モ互ニ親善ヲ通シテ居ツタノガ急ニ停頓ヲシタ、ドウシテ斯ウ云フ風ニ人氣ガ變ツタノデアラウカト云フコトニ私共ハ不審ヲ置キマシタ、幸ニ私ハ日濠協會ノ會長ヲ致シテ居リマスノデ、濠洲ノ方ノ人々ニ友達ガ多イ、ソレデ率直ニ聞イテ見タノデアリマス、ドウ云フ譯カ、是ハ分リ易イ道理デヤナイカ、此處マデ、親善使節マデ交換シテ、委員ト當局者ノ間ノ通商條約ノ交渉ガ進歩シテ、折角ニ圓滿ニ來ツテ、今將ニ結了セムトスル際ニ急ニ停頓スルト云フコトハ如何ニモ残念デ、何カ君ノ方ニ、日本ニ對シテ不足ガアルノデヤナイカ、率直ニ話シテ呉レナイカト言ウテ聽イテ見タ所ガ、其ノ人ノ申シマスノニ、是ハ日本人ノ、日本人デ何某、石丸何某ト云フ人ガ日英必戰論、即チ日本ト「イギリス」トハ必ズ戰ハナケレバナラヌト云フ日英必戰論ト云フコトノ、日本ノ人ガ書物ヲ著シタノガ、近頃ソレガ「ロンドン」デ英譯サレテ出版セラレタ、其ノ書物ノ内ニ、英國ト日本トハ戰フノデアラカラ、濠洲モ占領スルト云フヤウナコトガ書イテアル、ソレデヤ大變ダト云フノデ人氣ガ、濠洲ノ方ノ人氣ガ急ニ變ツテ、日本カラ戰ヲ仕掛ケラレテ、濠洲ヲ占領サレテ、ソレハ大變ダ、ソレデハドウモ濠洲ハ英國

ト親善ヲ失ツテハナラヌ、日本ノ商品ガ多ク濠洲へ入レバ、ソレダケ英國ノ「ランカシャー」ナリ「マンチエスター」ノ品物ガ輸入ヲ妨ゲラレルコトニナル、ソレデアルカラニ濠洲ノ爲ニ是ハ日本商品ヲ抑ヘテ、日本ノ方ガ少シ不機嫌デアツテモ、「イギリス」ト親善ヲ失ツテハナラヌト云フコトニ議論ガ沸騰シテ來タ、斯ウ云フコトヲ話サレタノデ、ソナコトハアルマイ、私ハ第一、石丸何某ト云フ人ハ一向知ラナイ、サウ云フ書物ハ一向見タコトモナイ、「ロンドン」出版シタカ知ラスガ、東京デハ誰モ知ラヌ、日本ノ人ハ誰モ知ラナイ書物デ、其ノ名前モ知ラズ、書物ノ知ラスモノノ爲ニ、此ノ二ツノ大ナル國ノ間ノ親善ガ妨ゲラレルト云フコトハ、甚ダ詰ラヌコトデヤナイカト云フコトヲ能ク話シマシタラ、ソレハ誠ニ詰ラヌコトダ、詰ラヌコトデアルケレドモ、事實ハサウダ、此ノ濠洲ハ日本トハ甚ダ距離ガ隔ツテ居ルノデアルカラ事情ガ能ク分ラス、ソコデ「ロンドン」ノ方カラサウ云フ通信ガ來レバソレ直グ信ジテ、國家ノ安全ニ關スルコトデアルカラ、是ハ迎モ經濟上ノ利害トハ論ニナラヌノデ、國家ノ安全感ノ方ガ先ニナツテ、經濟上ノ利害ノ方ハ、ドウシテモ第二ニナルノグト云フヤウナコトヲ聽キマシタノデ、ソレハ實ニ殘念ナコトデアル、日本ノ外務大臣ナリ、或ハ誰カ責任アル人ガサウ云フコトヲ言ツタカ、サウ云フ書物ヲ書イタト云フナラバ兎モ角ダケレドモ、第一私ガ

知ラナノダ、私ガ知ラナイシ、又書林ニ聞イテヤツテモ、書林ニモソナコト書物ハ來テ居ラヌト云フヤウナモノガ原因ニナツテ、二ツノ大ナル國ノ間ノ親善ヲ害スルト云フコトハ誠ニ困ルコトダカラ、ドウカ再考シテ貰ヒタイト云フヤウナ話ヲシタノデアリマス、是ハ私ハ濠洲カラ來タ友人ニ會ツテ聽イタ話デスガ、外務大臣ガ此ノ法律ヲ延期セラレムトスルニ付テハ、ソレ等ノ事情ハオ分リニナツテ居ルノデアルカ、全體ドウ云フコトナノカ、唯此ノ法律ト法律トヲ以テ互ニ争フヨリモ、人情カラ直シテ行ク方ガ最モ便宜デアリ、又最モ適當ナ手段デハナイカト本員ハ考ヘルノデスガ、本員ハ唯ソレダケノコトシカ存ジマセヌデスガ、外務大臣ハ是等ノコトヲ最モ詳シク御承知デアリマセウガ、若シ御承知デアルナラバ、何等カ手段ヲ御執リニナツテハドウカ、モウ御執リニナツタノデアルカ、是カラドウ云フ手段ヲ執ラレルノデアルカト云フコトヲ明瞭ニシタイ、若シモ此ノ外務大臣ノ聲ガ明瞭ニ聞エタナラバ、或ハ濠洲ノ方ノ民心ハ和グカ知ラヌト本員ハ考ヘルノデアリマス、此ノ事ヲ外務大臣ニ御尋ネ致シマス

(國務大臣有田八郎君演壇ニ登ル)

○國務大臣(有田八郎君) 只今ノ阪谷男爵ノ御質問ニ御答ヲ致シマス、通商擁護法ヲ延期致シタイト存ジマスノハ、單ニ「オーストラリア」ノ關係バカリデハナイノデアリマシテ、其ノ他ニモ幾多此ノ法律ヲ延期スル方ガ適當ト認メラレルヤウナ事情ガ存

シマスルノデ、延期ヲ提案シテ居ルヤウナ事情デゴザイマス、先ヅ其ノ點ヲ御了解置キテ願ヒタイト存ジマス、此ノ日本ト「オーストラリア」ノ關係ガ、過般「レーサム」外相ガ日本ニ參ラレマシテ、又ソレニ出淵前大使ガ答禮トシテ「オーストラリア」ニ參ラレ、日濠親善ノ爲ニ好結果ヲ示サレタト云フコトハ、先程阪谷男爵ノ仰セノ通りデゴザイマス、所ガ昨年ノ末ニナリマシテ「イギリス」カラ「ミウシヨン」ガ「オーストラリア」ニ參リマシテ、「イギリス」ノ物ヲ買ヒ、又「オーストラリア」ノ物ヲ買フト云フコトニ付キマシテ、濠洲當局ト話合ヒテ遂ゲタト云フコトガアリマスルガ、其ノ際ニ石丸某ノ日英必戰論ト云フ風ノモノガ影響ヲ及ボシテ、寧ロ日本カラ物ヲ買フヨリモ、「イギリス」カラ物ヲ買フ方ガ宜イト云フ風ナコトニ相成ツタトシマスレバ、即チ日濠ノ親善關係ガソレニ依ツテ影響サレタト致シマスレバ、ソレハ石丸某ノ著書ノ影響ヲ受ケタカ、或ハソレガ利用サレタコトト考ヘルノデアリマス、此ノ石丸某ノ著シマシタ日英必戰論ト申シマスノハ、昭和八年秋ニ東京出版サレタモノダサウデアリマスガ、最近「ロンドン」デ英譯サレタ、本年ノ二月ダサウデアリマス、「ロンドン」デ英譯ニ出版サレタノデアリマス、是ハ勿論石丸某個人ノ意見デアリマシテ、日本トシテ……日本ニ於キマシテハ阪谷男爵ノ仰セラレマシヤウニ、殆下注意ヲ惹イテ居ラナイヤウナ書物デアリマスルガ、是ガ濠洲方面、「イギリス

」方面ニ於キマシテ、意外ナ影響ヲ起シテ居リマストシマスレバ、非常ニ遺憾ニ堪ヘナイ所デアリマス、日本ガ世界如何ナル方面ニ對シマシテモ、領土ノ野心ヲ持ツテ居ラナイト云フコトハ明カナ事實デアリマシテ、又濠洲方面ニ對シテ、サウ云フ風ノ野心ヲ持ツテ居ラナイト云フコトモ勿論デアリマス、是ハ此ノ席上デ述べルサヘモ滑稽デアルトサヘニ私ハ考ヘテ居ルノデアリマス、併シナガラ約三週間バカリ前デアリマシタカ、私ガ外務大臣ニ就任シマシタ最初ノ外國新聞通信員トノ會見ニ於キマシテ、「イギリス」系ノ或新聞通信員カラシテ質問ガアツタノデアリマス、即チ濠洲ニ於キマシテハ、日本ガ同方面ニ野心ヲ持ツテ居ルト云フ風ナコトヲ、非常ニ疑懼ヲ持ツテ居ルガ、果シテドウカト云フ質問ガアツタノデアリマス、私ハ其ノ際ニ直チニ明言シタノデアリマスガ、日本ガ「オーストラリア」方面ニ野心ヲ持ツテ居ルト云フ風ノコトハ全然無稽ノコトデ、之ニ對シテハ私ハ如何ナル保證ヲ與ヘテモ差支ナイト云フコトヲ言ツタノデアリマス、當時其ノ質問ヲ致シマシタ通信員ハ非常ニ満足ヲ致シマシテ、此ノ趣ヲ電報スルト云フ風ノコトヲ言ツテ居タノデアリマス、此ノ石丸某ノ著書ハ恐ラク當時ノ狀態カラ致シマシテ、時好ニ投ズル意味ニ於ケル際物デアッタト思フノデアリマスガ、斯ウ云フ國際的ノ書キ物ガ出版サレマシテ、ソレガ國際的ノ關係ニ影響ヲ及ボシタ例ハ必ズシモ少クハナイノデアリマス、日本國

民ト致シマシテ、サウ云フ風ナ書物ヲ深ク考フル所ナクシテ出版スルト云フヤウナコトニ付キマシテハ、將來非常ニ注意ラシテ黄ヒタイト私ハ考ヘテ居ルノデアリマス、デ只今阪谷男爵ノ仰セニナリマシタ外務省トシテ、如何ナル措置ヲ執ルカト云フ點ニ付キマシテハ、既ニ新聞通信員ヲ通ジテ日本ガサウ云フ風ノ野心ノ無イト云フコトヲ發表シテアルノデアリマスアレドモ、尙御注意ノ次第モゴザイマスルノデ、適當ナル處置ヲ講ズルコトニ致シタイト存ジマス

○男爵阪谷芳郎君 只今ノヤウナコトヲ承リマスルト云フト、洵ニ一人ノ著書ノ爲ニ、國家ガ非常ナ損害ヲ蒙ルト云フヤウナ結果ヲ見ルノデアリマスカラ、是等ノコトニ付キマシテハ何カ法律上取締ノ途ハナイデモウカ、唯一個ノ無責任ノ人ガ大變無責任ノコトヲ書イテ、サウシテソレガ爲ニ國家ガ損害ヲ蒙ルト云フヤウナコトハ、極メテ不利益ノコトノヤウニ考ヘマスガ、何カ國法上取締ノ途ハナイデモウカ

○國務大臣(有田八郎君) 出版法ニ依リマシテ勿論取締ハ出來マスルガ、本件ノ如キ出版物ガ果シテドウ云フ……出版法トノ關係ニ於キマシテドウ云フ風ニ處置サレ得マスルカ、私ハ只今此處カラ申上ゲ兼ネルノデアリマスガ、併ナガラ外務省ト致シマシテハ、最近サウ云フ風ノ物ノ成ルベク出ナイヤウニト云フ、一種ノ方法ヲ講ジテ居ル

ノデアリマス、法律上デハナイノデアリマスガ、法律以外ノ處置ニ於キマシテ、出來ルダケサウ云フモノノ著レナイヤウノ處置ハ講ジテ居ル筈デアリマス、勿論ア、云フ風ノ出版物ノ出タ後デアリマスガ、サウ云フ風ナコトニ鑑ミマシテ相當ノ處置ヲ現ニ講ジツ、アルノデアリマス

○副議長(伯爵松平賴壽君) 他ニ御發言モゴザイマセヌケレバ四案ノ採決ヲ致シマス、四案ノ二讀會ヲ開クコトニ御異議ゴザイマセヌカ

○副議長(伯爵松平賴壽君) 御異議ナイト認メマス……

○子爵西大路吉光君 直チニ各案ノ第三讀會ヲ開カレムコトヲ希望致シマス

○副議長(伯爵松平賴壽君) 西大路子爵ノ動議ニ御異議ゴザイマセヌカ

○副議長(伯爵松平賴壽君) 御異議ナイト認メマス

ノ設立申請期間ヲ三箇年延長イタシマシテ、之ニ伴ヒマシテ資金融通期間及資金融通期限ヲソレゾレ二箇年延長スルトデアリマス、其ノ理由ト致シマスル所ハ、農村負債整理組合法ハ、昭和八年制定以來次第ニ其ノ成績ヲ擧ゲテ居リマスアレドモ、現行法ニ於キマシテハ、負債整理組合ノ設立申請期間ガ本年ノ七月末日ヲ以テ打切ラレルコトニナツテ居リマスノデ、今日ノ農山漁村ノ實情ニ於テハ、尙整理スベキ多額ノ負債ガ存在スル状態デアリマス、仍テ今後尙相當期間ニ互ツテ此ノ種組合ヲ設立致シマシテ、負債整理ノ促進ヲ圖ルコトハ、農山漁村ノ經濟更正上極メテ緊要ナリト認メラレルト云フノデアリマシテ、續イテ各委員ヨリノ質問ガアリマシテ、其ノ主ナルモノヲ申上ゲマスレバ、本制度ハ眞ニ必要ナル制度デア

ルガ負債整理ノ進捗ヲ見タ地方ニ於テハ、農山漁村ノ經濟状態ガ頗ル好轉シテ居ルニモ拘ラズ、其ノ組合設立數ノ少イノハ、何等カ本制度ニ缺陷ガアルノデハナイカ、從ツテ單ニ組合ノ設立期間ヲ延長スルノミデナク、尙進ンデ負債整理ノ促進ヲ圖ル爲ニ、政府ニ腹案ガアルカドウカ、是等ノ點ニ付テ考慮スル必要ガアルガラウト云フコトニ對シマシテ、政府ニ於テハ、農山漁村ニ法律ノ趣旨ヲ徹底セシメ、經濟更生計畫ヲ樹テシムル爲ニハ、相當ノ時日ヲ要シタノデアアル、昭和十年一月頃カラ段々其ノ趣旨ガ徹底シテ、非常ニ進展スルニ至ツタヤウナ次第デアアルガ、今次改正ニ依ツテ組合設

立申請期間ヲ三箇年延長イタシマシテ、之ニ伴ヒマシテ資金融通期間及資金融通期限ヲソレゾレ二箇年延長スルトデアリマス、其ノ理由ト致シマスル所ハ、農村負債整理組合法ハ、昭和八年制定以來次第ニ其ノ成績ヲ擧ゲテ居リマスアレドモ、現行法ニ於キマシテハ、負債整理組合ノ設立申請期間ガ本年ノ七月末日ヲ以テ打切ラレルコトニナツテ居リマスノデ、今日ノ農山漁村ノ實情ニ於テハ、尙整理スベキ多額ノ負債ガ存在スル状態デアリマス、仍テ今後尙相當期間ニ互ツテ此ノ種組合ヲ設立致シマシテ、負債整理ノ促進ヲ圖ルコトハ、農山漁村ノ經濟更正上極メテ緊要ナリト認メラレルト云フノデアリマシテ、續イテ各委員ヨリノ質問ガアリマシテ、其ノ主ナルモノヲ申上ゲマスレバ、本制度ハ眞ニ必要ナル制度デア

立ヲ延長スルコトガ出來マスレバ、將來相當ノ效果ガ學ルモノノト考ヘルト云フノデアリマス、又政府ニ於テモ現行制度ノ如キ小規模ノモノヲ以テ、必ズシモ十分デハナイト考ヘテ居ルガ、現行制度ヲ改正スルカ、他ニ根本的ノ負債整理方策ヲ樹テルカ、其ノ點ニ付テ目下考中デアアル、現行法中ニモ資金融通方法其ノ他改正スベキ點ハアルノデアリマスガ、本特別議會ハ會期モ短イコトデアリマスノデ、七月末ヲ以テ打切ラレル設立期間ノ延長ヲシテ置キマシテ、通常議會ニ十分考究シテ何等カ成案ヲ得タイト云フ答辯ガアリマシタ、第二ニハ、信用組合ト負債整理組合トノ關係ニ付キマシテ、政府ハ如何ナル指導方針ヲ執ラレテ居ルカ、負債ヲ整理スルモ、整理後ノ農家ノ金融ニ付テハ、信用組合ノ活動ヲ促スコトガ緊要デハナイカト云フコトデアリマシタ、之ニ對シマシテハ、現在負債整理組合員ニシテ信用組合員ニ非ザルモノハ段々少クナッテ來タ状態デアアル、負債整理ヲ認可スル場合ニハ、債務者ノ經濟更生計畫ト負債償還計畫トヲ樹立セシメ、其ノ計畫ニハ將來固定負債ヲ生ズルコトノナイヤウニサセテ居ルノデアアル、負債整理ヲナシタル者ハ、將來肥料資金ノ如キ短期資金ハ借入レル必要ハアルガ、長期ノ固定負債ハ起サナイデ済ムト考ヘラレルシ、又信用組合トノ連絡ニ付テハ十分考慮スル心算デアルトノ答辯デアリマシタ、尙以上ノ外、現行制度ハ經濟更生計畫ノミヲ以テ負債ヲ整理セムトスルモノナル爲メ、成績ガ學ラナイノデハナイカ、組合設立ノ手續及登記制度等ニ於テモ、簡易化スル要ガアルノデハナイカ、又政府ノ低利資金ノ利率ハ、更ニ低下スル必要ガアルノデハナイカ、又組合設立後ニ於ケル監

督指導ヲ十分ニスル必要モアルト云フ、質問並ニ意見等ガ出マシタ、又地方ニ於テハ負債整理指導機關ガ非常ニ手薄デアアル、是等ニ付テ十分考慮ヲ要スベキコトデアリマシカ、殊ニ資金融通後ノ組合ノ監督ヲ嚴ニスル必要ガアルト云フ意見モ出マシテ、事業資金ノ金利ニ付テハ、政府ハ既ニ相當引下ゲテ決定シタト云フ答辯ガアリマシタ、其ノ他ノ點デモ全然同感デアアルカラ、十分考慮スルト云フ政府ノ理解アル答辯ガアリマシタノデ、委員會ハ終始熱心ニ審議致シマシテ、全員一致ヲ以テ可決致シマシタ、右大體ノ御報告ヲ申上ゲマス

○副議長(伯爵松平賴壽君) 別ニ御發言モゴザイマセヌケレバ本案ノ採決ヲ致シマス、本案ノ第二讀會ヲ開クコトニ御異議ゴザイマセヌカ

〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○副議長(伯爵松平賴壽君) 御異議ナイト認メマス

○子爵西大路吉光君 直チニ本案ノ第二讀會ヲ開カレムコトヲ希望致シマス

○子爵清岡長言君 贊成

○副議長(伯爵松平賴壽君) 西大路子爵ノ動議ニ御異議ハゴザイマセヌカ

〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○副議長(伯爵松平賴壽君) 御異議ナイト認メマス

○副議長(伯爵松平賴壽君) 本案ノ第二讀會ヲ開キマス、御異議ガゴザイマセヌケレバ全部ノ問題ニ供シマス、本案全部、委員長ノ報告通り御異議ゴザイマセヌカ

〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○副議長(伯爵松平賴壽君) 御異議ナイト認メマス

○子爵西大路吉光君 直チニ本案ノ第三讀會ヲ開カレムコトヲ希望致シマス

○子爵清岡長言君 贊成

○副議長(伯爵松平賴壽君) 西大路子爵ノ動議ニ御異議ハゴザイマセヌカ

〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○副議長(伯爵松平賴壽君) 御異議ナイト認メマス

○副議長(伯爵松平賴壽君) 本案ノ第三讀會ヲ開キマス、本案全部、第二讀會ノ決議通りデ御異議ゴザイマセヌカ

〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○副議長(伯爵松平賴壽君) 御異議ナイト認メマス

○副議長(伯爵松平賴壽君) 政府ヨリ内務大臣ガ發言ヲ求メラレマシタ、内務大臣ニ許可致シマス

〔國務大臣潮惠之輔君演壇ニ登ル〕

○國務大臣(潮惠之輔君) 先刻阪谷男爵ノ御質問ノ際ニ、衆議院ノ豫算總會デ當面ノ質問ヲ受ケテ居リマシテ、本議場デ不在致シマシタノデ誠ニ恐縮ニ存ジマス、御質問ノ一節、即チ先般ノ事件當時ニ於キマシテ、警察ノ態度ニ付テノ御言葉ガアツクヤウニ承知致シマシタ、當時警察當局ガ執リマシタ態度方法ニ付キマシテハ、大局カラ觀察致シマスレバ、ソレニ依ッテ東京ハ固ヨリノコト、各地方全國ニ互リマシテ、治安ノ維持ガ大體宜シク參ツタト云フ事情デゴザイマシテ、當時ノコトト致シマシテハ、此ノ處置ハ誠ニ已ムヲ得ナカッタ事情デアアルト存ジマス、併シナガラ其ノ一々ノ事ヲ仔細ニ點檢致シテ見マシテ、或ハ事件ノ發生致シマスル以前ニ於キマスル内偵査察ト云フヤウナ點カラ申シマシテモ、或ハ事件

ガ突發致シマシタ前後ノ各方面ノ處置ニ付キマシテモ、遺憾ナ點ガナイトハ申上ゲラレマセヌノデゴザイマス、從ヒマシテ私拜命以來、早速其ノ間ノ情況ヲ十分ニ精査致シマシテ、其ノ責任ノ問フベキモノ、糺スベキモノハ、ソレゾレノ處置ヲ致シタノデゴザイマス、ガ事情如何ナルモノガアリマシタト致シマシテモ、今申上ゲマスヤウナ遺憾ヲ覺エル節モアルノデゴザイマスカラ、將來ニ於キマシテハ、警察ノ行政ノ上、殊ニ警察官ノ訓練ノ上ニ、十二分ノ努力ヲ致シマシテ、警察精神ノ作興等ニハ萬全ヲ期シタイト思ウテ居ルノデゴザイマス、男爵ノ御示シノ次第モゴザイマスノデ、其ノ御趣意ニ依リマシテ、萬々遺憾ナキヤウニ努力ヲ致ス存念デゴザイマスカラ、ドウゾ御諒察ヲ御願ヒ致シマス

○副議長(伯爵松平賴壽君) 日程第一ニ戻リマシテ質疑ヲ御許シ致シマス、三室戸子爵ニ申上ゲマスルガ、總理大臣ハ只今衆議院ノ方ニ出テ居ラレマシテ、ドウシテモ直グ此處ニ出席スルコトガ出來マセヌノデアリマス、三室戸子爵ニ於テ、次會出席ノ時ニ御質問ニナルヤウニナツタナラバ如何ト思ヒマスガ……

○子爵三室戸敬光君 全ク左様ニ願ヒタクゴザイマス、併シナガラ會期モ少イコトデゴザイマスカラ、成ルベク其ノ機會ノ早ク到來致シマスルヤウニ、特ニ議長ノ御心配ヲ御願ヒ致シマス

○副議長(伯爵松平賴壽君) 伺ヒマシタ、左様致シマスト通告願ニ依リマシテ、大塚君ニ質疑ヲ御許シ致シマス

〔大塚惟精君演壇ニ登ル〕

○大塚惟精君 私ハ「フィリップ」ニ於ケ

ル邦人ノ土地問題ニ關シマシテ外務大臣ニ  
御尋ラ致シマス、「フイリッピン」ガ米國政  
府ノ同情アル考慮ト相俟ツテ、多年熱望シテ  
居リマシタ獨立國トシテノ基礎ヲ固メ、將  
來我方國ノ南隣ノ獨立友邦トシテ益々日比  
親善ノ實ヲ擧ゲムトシテ居ルコトハ、東亞  
ノ平和ト文化ノ増進ノ爲ニ深ク喜ブ所デア  
リマス、然ルニ此ノ親愛ナル友邦「フイリッ  
ピン」ノ南部「ミンダナホ」州、「ダバオ」地  
方ニ於キマシテ、三十年來拮据經營ノ結  
果、漸ク築キ上テラレマシタル所ノ邦人ノ  
權益ガ、「フイリッピン」政府ノ新ナル措置  
ニ依リマシテ脅カサレ、同地在住ノ一萬五  
千有餘ノ邦人ヲシテ、其ノ死活ニ瀕スルガ  
如キ境遇ニ陥ラシメ、「フイリッピン」政府  
ガ恰モ排日ノ目的ヲ以テ邦人壓迫ノ政策ヲ  
執ツテ居ルト考ヘラレテモ已ムヲ得ナイヤ  
ウナ觀ヲ呈シテ居リマスコトハ、日比親善  
ノ友誼ヨリ考ヘマシテ深ク遺憾トスル者デ  
ゴザイマス、抑、「ダバオ」ノ地ハ今ヨリ三  
十二年、少數ノ邦人ガ此ノ地ニ移住致シ  
マシテ、麻ノ栽培ヲ始メ、爾來瘴癘霖雨ト  
戰ヒ、眞ニ血ト汗トヲ流シテ漸ク今日ノ地  
歩ヲ固メタノデアリマス、今日ハ邦人ノ耕  
地五萬町歩、投資金額一億圓以上ト稱セラ  
レ、同地方ノ税金ノ約七割五分ハ邦人ノ納  
ムル所デアリマス、三十年前マデハ千古斧  
鉞ヲ入レザリシ森林地帯デアリマシテ、唯  
少數ノ蕃族ガ鱉ヤ大蛇ノ間ニ、サ、ヤカナ  
ル生活ヲ營ンデ居ル小サナ漁村デアリマシ  
タガ、今日デハ邦人ノ努力ニ依リテ、「フイ  
リッピン」中デノ重要ナル港トナリ、邦人ノ  
資力ニ依テ立派ナル棧橋モ出來テ、其ノ出  
入ノ船舶ノ如キ七割マデハ日本ノ汽船デア  
ル、道路ノ如キモ政府ノ道路ハ僅カニ百七  
十「キロ」ニ過ギマセヌノ、邦人建設ノ私

道ハ其ノ三倍、四百七十「キロ」ニモ及ンデ  
居ル、邦人ノ仕事ノ爲ニ「フイリッピン」人  
ニ職ヲ與ヘテ居ル數ハ五萬人ノ多キニ及ン  
デ居リマス、現今世界ニ「マニラ」麻ノ名ガ  
轟キ渡ツテ居リマスガ、是ハ「ダバオ」ニ於  
ケル邦人ガ其ノ栽培ト改善トニ努力セル  
苦心ノ成果デアリマス、而シテ今日マ  
デ邦人ノ蕃族ノ兇刃ニ斃レタモノ六百名、  
疫病瘴癘ノ爲ニ斃レシモノ三千人ノ多キ  
ニ及ンデ居ル、此ノ土地問題ト申シマス  
ノハ、邦人ガ不法ニ借地ヲ爲シ又ハ又借  
ノ方法ニ依リテ廣大ナル土地ヲ占有シテ  
居ルト云フノデアリマスガ、其ノ實情ハ  
過去三十年ノ間、邦人及「フイリッピン」人  
ガ、政府ヨリ公有地ヲ租借シテ、其ノ土地ニ邦  
人ノ耕作ヲ入レテ麻ノ栽培ヲ爲サシメテ  
居ルノデアリマス、麻ノ耕作者ハ非常ナル  
苦辛努力ヲ以テ原始林野ヲ開墾シテ、麻ノ  
種子ヲ栽エ付ケテ、約三年ノ間ハ全く無收  
益ノ状態ニアリテ、艱苦缺乏ニ堪ヘテ居ル、  
三年ノ後ヨリハ漸ク土地權利者ヨリ一定割  
合ノ收益ヲ分ケテ貰フテ居ルノデアリマシ  
テ、所謂麻栽培ノ請負者デアリマス、千九  
百十九年ニ現行ノ土地法ガ發布セラレマシ  
テ、租借地及拂下ノ土地ニ付キマシテ、面  
積ノ制限ト同時ニ又貸ラモ禁ジタノデアリ  
マス、而シテ邦人ノ耕地中ニハ此ノ土地法  
ニ違反スル者ガアリトシテ從來モ問題ヲ生  
ジタコトガアリマシタガ、今ヨリ十年前即  
チ一千九百二十六年ニ、政府ハ土地局ノ次  
長外數名ノ官吏ヲ「ダバオ」ニ派シマシテ、  
二箇月ノ久シキニ互テ詳細ナル調査ヲ遂  
ゲマシタ結果、日本人ニハ少シモ土地法違  
反ノ事實ガナイ、寧ロ日本人ハ「ダバオ」ノ  
農業開發ノ爲ニ貢獻スル所ガ少クナイノデ  
アルカラ、其ノ功績ハ認メナケレバナラナ

イ、日本人ノ合法的ノ事業ノ遂行ニ對シテ、  
不法ノ妨害ヲ加ヘルガ如キハ宜シクナイコ  
トデアルトノ警告ヲ發シテ居リマス、今回  
ノ問題ハ、一昨年ノ十一月、「ダバオ」州選  
出ノ憲法制定委員ガ議會ニ於テ、日本人ガ  
不法ニ土地ヲ耕作シテ居ル旨ノ演說ヲ致シ  
マシタ其ノ事ニ始マリマシテ、昨年ノ二月、農  
務長官ガ自ラ「ダバオ」地方ヲ視察シテ、「マ  
ニラ」ニ歸リマスルヤ、「ダバオ」ニ於テハ土  
地法ニ違反シテ土地ノ又貸ラシテ居ル事實  
ガアリト、從來トハ異タル法ノ解釋ヲ爲シ  
テ、昨年ノ六月ヨリ九月ニ互テ約二百件ノ  
借地權ノ取消命令ヲ發シマシテ、是等ノ土  
地ニ入耕シテ居リマスル所ノ邦人耕作者ニ  
立退キヲ追ツタノデアリマス、併シナガラ邦  
人等ハ過去三十年ノ間モ、平穩、公然、善  
意、無過失ニ、其ノ土地ヲ耕作シ來タノデ  
アリマス、又之ニ對シテハ多クノ資本ト勞  
力トヲ注入シテ居リマス、道路、橋梁其ノ  
他ノ公共的建設物ニモ澤山ノ犧牲ヲ拂ヒ、  
「ダバオ」地方ノ文化ト産業ノ開發ノ爲ニハ、  
少カラザル貢獻ヲシテ來テ居ルノデアリマ  
スカラ、唯坐シテ此ノ不當ノ要求ニ應ズル  
ニハ忍ビマセヌ、即チ昨年九月十三日、未  
ダ會テ前例ナキ在留民總會ヲ開キマシテ、  
決議文及宣言書ヲ發表シ、悲壯ナル決意ノ  
下ニ「ダバオ」ノ耕地ヲ死守スルノ覺悟ヲ定  
メタノデアリマス、私共貴族院ノ同僚十一  
名ハ、南洋諸島視察旅行ノ途上ニ、本問題  
ノ白熱化シテ居リマス昨年十一月一日ニ、  
「マニラ」ニ上陸シタノデアリマス、其ノ時  
ニ「フイリッピン」總督ノ「マッフィー」氏  
ニ面會致シマシタガ、氏ハ頗ル懇懇ナル態  
度ヲ以テ、我等一行ニ對シテ、目下「ダバ  
オ」ニ於テ土地問題ガ起ツテ居ルガ、之ニ對  
シテハ、自分ハ日本人既得ノ權利ニ付テハ

十分ノ認識ヲ持ツテ居ル、近ク「ダバオ」ノ  
日本人代表トモ會見シテ、適當ナル解決ヲ  
圖ル積リデアアルカラ、ドウゾ諸君ハ「ダバ  
オ」ニ行カレテモ、餘リ此ノ問題ニ付テ日本  
人ヲ刺戟シテ、問題ヲ激化シナイヤウニシ  
テ貫ヒタイト云フ話デアリマシタ、私共ハ  
此ノ尊敬スベキ「マッフィー」總督ヲ信賴シ  
マシテ、「ダバオ」到著後ハ、單ニ同地方ノ  
情況ヲ視察シ、併セテ本問題ノ真相ヲ探究  
スルニ止メマシテ、同地ノ邦人ニ對シテ我  
我ノ意見ヲ陳述スルガ如キコトモナク、其  
ノ他在任民ヲ刺戟スルガ如キ言行ハ一切避  
ケタノデアリマス、併シナガラ同問題ノ性  
質ガ頗ル重大ナルニ鑑ミマシテ、我々ハ歸  
朝後直チニ、即チ十月十九日デアリマス  
ガ、一同相携ヘテ外務省ニ時ノ外務大臣、  
今日ノ廣田首相ヲ御訪ネシマシテ、詳細  
ニ同地ノ實情ト本問題ノ真相トヲ陳述シ  
テ、國家ノ爲ニ偏ニ善處セラレムコトヲ御  
願ヒシテ置イタノデアリマス、其ノ後「フイリッ  
ピン」ハ御承知ノ如ク十一月十五日ニ「コン  
モンウエルスト」ナリ、國家組織ガ變リマシタ  
ガ、政府ハ此ノ問題ノ重要性ニ鑑ミテ、一時借  
地權ノ取消處分ノ實行及耕地ノ引上ヲ中止  
シテ居リマス、而シテ去ル四月十日、即チ  
只今ヨリ一箇月以前デアリマス、四月十日  
ニハ新大統領ノ「ケソン」氏ハ親シク「ダバ  
オ」ノ地ニ出張シテ自ラ調査スル等、極メテ  
眞摯ノ態度ヲ以テ本問題ヲ取扱フテ居ラレ  
マスガ、併シ今日ニ至ルモ尙根本的ノ解決  
ヲ見ルニ至リマセズ、同地在住ノ邦人等ハ  
未ダニ不安ノ境遇ニ置カレテ居ルノハ深ク  
遺憾トスル所デアリマス、要スルニ三十  
餘年ノ久シキニ互リ、血ト涙トヲ以テ幾多  
ノ犧牲ヲ拂ヒ、築キ上テラレマシタル邦人  
ノ地歩ガ、單ナル法律ノ新解釋ニ依リテ、  
根柢ヨリ覆サレルガ如キコトガアツテハ由々  
シキ大事デアリマス、況ヤ邦人ノ今日迄ノ

努力ガ、同地ノ文化ト産業ノ建設ノ上ニ多  
大ノ效果ヲ表シ、眞ニ共存共榮ノ實蹟ヲ擧  
ゲテ居ルノニ、突如トシテ此ノ既成ノ事實  
ヲ破ラムトスルガ如キハ、國際道義ノ觀念  
上ヨリ見テモ忍ブ能ハザル所デアリマス、  
我々ノ希望ハ極メテ簡明デアリマス、即チ  
三十餘年ノ久シキニ亙リ、平穩無事ニ續ケ  
テ來タ我ガ同胞ノ平和ナル生活、此ノ既成  
ノ事實ヲ確保シテ、今後モ尙平穩ニ之ヲ繼續  
サシテ貫ヒタイト云フ一事デアリマス、大  
統領「ケソン」氏ハ、日本ニ對シテハ深キ理  
解ト認識トヲ有セラル、方デアリマス、又  
「フイリッピン」ニ於ケル多クノ有識ノ士ハ、  
日本國民ガ「フイリッピン」ノ獨立ヲ衷心ヨ  
リ喜ンデ居リ、而シテ將來南方ノ善隣友邦  
トシテ互ニ手ヲ取リテ、東亞ノ天地ニ  
平和ト文化ノ増進トニ協力セムトシテ居ル  
熱意ハ、夙ニ十分ニ感知セラレテ居ルコト  
ト思フ、我々ハ此ノ「ダバオ」問題ニ對スル  
措置ヲ誤リテ、萬一ニモ兩國國民間ニ感情  
上ノ疎隔ヲ生ズルガ如キコトアリマシテハ、  
將來東亞ノ文化ノ向上ノ上ニ、大イナル障  
礙ヲ來スベキコトヲ衷心ヨリ悚レルノデア  
リマス、此ノ點ニ關シテ外務大臣ハ如何ナ  
ル御考デアリマセウカ、私ハ日比兩國ガ善  
隣ノ友誼ヲ益、敦クシ、協心戮力シテ東亞ノ  
平和ト文化ノ向上トニ努メムコトヲ冀フノ  
餘リ、茲ニ外務大臣ノ熱誠ヲ籠メラレタル  
善處ヲ御願ヒスル次第デアリマス（拍手）

「マニラ」ノ日本ノ總領事ニ對シマシテ訓電  
ヲ發シタノデアリマス、此ノ土地取消命令  
ガ「ダバオ」地方多年ノ慣行ヲ無視シマシテ、  
邦人ノ利益ヲ侵害シ、其ノ不當デアルコト  
ハ勿論デアアルケレドモ、差當リ至急ノ問題  
ト致シマシテハ、地主及土地局員ガ、不正  
ニ日本人ノ立退キ、地上物件ノ沒收ト云フ  
風ナ強制手段ニ出テハ大變デアアルカラ、先  
ヅ之ヲ阻止スルコトガ緊要デアアルノデ、至  
急農商務長官ニ面會シテ、事態ノ重大性ヲ  
説イテ、日本人ノ權益ニ對シテ深甚ナル考  
慮ヲ拂ハムコトヲ要請スルト共ニ、取敢ズ  
前記不當ノ強制手段ノ即時差止め方ヲ「ダ  
バオ」ノ地方官憲ニ電報セシムルコトト致  
シマシタ、又現在ノ大統領、當時ノ上院議  
長デアリマシタ「ケソン」氏ニ對シテモ、同  
様ニ本件ノ斡旋方ヲ懇談セシムルコトト致  
シタノデアリマス、其ノ結果、農商務長官  
ハ邦人ノ立退キ強要ヲ差止めルト云フコト  
ヲ、現地官憲ニ電報致シタサウデアリマス、  
其ノ後「ケソン」上院議長ハ大統領ニ「ナツタ  
ノデアリマスルガ、四月ノ九日ニ「ダバオ」  
ニ赴キマシタノデ、政府ハ「マニラ」ノ日本  
總領事ヲ同地ニ出張セシメマシテ、「ダバ  
オ」ノ領事ト協力ヲシテ「ケソン」大統領ニ  
對シテ、本問題ガ日比關係ニ及ボヌ重要  
性、竝ニ日本政府及國民ガ「ケソン」氏一行  
ノ視察ニ對シテ、深甚ナル注意ヲ拂ッテ居ル  
ト云フコトヲ説明サセマシタ、同時ニ本問  
題ニ對スル日本側ノ主張、立場ヲ十分諒解  
セシメルヤウニ手配ヲ致シタノデアリマス、  
「マニラ」ノ總領事等ハ大統領ニ對シマシテ、  
日本人ノ公有地入耕ニ關スル現在ノ制  
度ハ、「フイリッピン」政府カラ從來何  
等故障ヲ受ケテ居ラナカッタ三十年來ノ  
慣行デアツテ、日本人側ハ毫モ土地ヲ保有

スルト云フ風ナ考ヘナク、全ク善意ノ行爲  
デアルト云フコト、又「ダバオ」開發ニ關ス  
ル日本人ノ辛苦、貢獻、犠牲ノ多大デアツタ  
ト云フコトハ、何人モ否定シ得ナイ所デア  
ル、是等過去ノ功績ニ何等ノ考慮モ拂ハレ  
ナイ、急激ナ現狀ノ變化ヲ蒙ルヤウナコト  
ハナイト云フコトヲ確信スルト云フコトヲ  
述ベテ、本問題ガ單純ナ法理論論ナク、既成  
事實デアアルト云フコトヲ強調致シマシテ、  
本問題ノ成行キニ對シマシテハ我ガ國朝野  
ガ深甚ノ關心ヲ有シテ居ルノデアアルカラ、  
兩國親善ノ基礎ニ於テ本問題ヲ圓滿解決ス  
ルコトニ努力シタイ、大統領ニ於テ慎重ニ  
此ノ點ニ考慮ヲ拂ハレタイト云フコトヲ懇  
懇ト申出サシタノデアリマス、我ガ方方ニ  
於キマシテハ右様ノ趣旨ニ依ツテ、在「マニ  
ラ」ノ日本ノ總領事竝ニ「ダバオ」ノ日本ノ  
領事ヲシテ、在留民トモ十分打合セテ遂ゲ、  
是ト連絡ヲ保チツ、日比親善ノ基礎ノ上  
ニ、本問題ノ解決ニ付テ萬遺憾ナキヲ期シ  
テ居ルノデアリマスルガ、幸ヒニ「ケソン」  
大統領モ本問題ニ付テハ相當認識ヲ有セラ  
レ、又日比ノ親善關係ト云フコトニモ重キ  
ヲ置イテ居ラル、ノデアリマスカラ、圓滿  
ナル解決ガ持チ來サル、コトヲ信ジテ居ル  
次第デアリマス、此ノ上トモ此ノ問題、日  
本人ノ權益ノ擁護ニ付キマシテハ、出來ル  
ダケノ努力ヲ致ス積リデ居ルノデアリマス

本日委員長ヨリ左ノ報告書ヲ提出セリ  
航空法中改正法律案可決報告書  
本日豫算委員分科會ニ於テ當選シタル正副  
主査ノ氏名左ノ如シ

第一分科	主査	子爵前田	利定君
	副主査	橋本圭三郎君	
第二分科	主査	子爵渡邊	千冬君
	副主査	松村	義一君
第三分科	主査	子爵西尾	忠方君
	副主査	男爵大森	佳一君
第四分科	主査	子爵井上匡四郎君	
	副主査	男爵淺田	良逸君
第五分科	主査	伯爵酒井	忠正君
	副主査	男爵松岡	均平君
第六分科	主査	男爵大藏	公望君
	副主査	子爵高橋	是賢君

○副議長(伯爵松平賴壽君) 本日ハ此ノ程  
度ニ於テ延會ヲ致シタイト存ジマス、御異  
議ハゴザイマセヌカ

〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○副議長(伯爵松平賴壽君) 御異議ナシト  
認メマス

○副議長(伯爵松平賴壽君) 次會ノ議事  
ハ、明十二日午前十時ヨリ開會致シマス、  
日程ハ本院彙報ヲ以テ御通知ニ及ビマス、  
本日ハ是ニテ散會致シマス  
午後零時十分散會